

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月29日（平成29年（行個）諮問第58号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行個）答申第92号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年度に私が特定事業場のことで特定労働基準監督署に申告したことで特定労働基準監督署が作成した申告処理台帳と関係する書類一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年9月27日付け千労発基0927第5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

担当官のAさんが少しだけ教えてくれたのですが、私の申立てに対して特定役職B、特定役職Cの返答が全ての私の申立てを否定し、かつ、記憶に無いとの返答だったようです。

つまり、私が虚偽の申立てをしているとの返答だったようです。

私は先日特定月日に特定事業場本社を訪ねて

特定部 特定役職 D氏

特定部 特定役職 E氏

特定部特定課 特定役職 F氏

の3名と2時間、話合いの機会を得ました。

その際、解ったことなのですが、特定事業場並びに特定役職Cからは健康診断は実行することにした、という報告は本社にあがっていたのですが、未払給与、賃金に関しては本社としては把握しておらず、つまり、本社に報告が行っておらず、この件に関しては特定事業場及び特定役職Cのみの

独断でなされたものと判明いたしました。

本社サイドは全く関わり覚え知らずだったのです。

未払いが発生している，該当する職員の数は約30名。

ほぼ全ての職員に関わり，なおかつ8年以上の長期に渡り行われており，介護報酬として，売上げとして計上しているお金の9割以上は介護保険という名の税金であり，そのお金を労働対価として職員に支払わない，分配しないのは詐欺行為だと思います。

職員全員と面談までして，未払い賃金のおよその額まで個人に提示しているにも関わらず，そういった面談そのものすら，「その様なことはしていない」「記憶に無い」との返答なのです。

そして，本社はこの事案，案件そのものを把握していないことを知り，判明している現在，再審査をお願いいたすに至りました。

特定役職B及び特定役職Cによる全否定。被害者の数ほぼ全ての職員です。

期間の長さ，約8年間，本社側が全く把握していなかった。現場のみ，BとCの独断よっての処理。

以上の点から再審査の上，御高配くださりますようお願い申し上げる次第です。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求については，原処分において不開示とした部分のうち下記2（3）に掲げる部分を新たに開示した上で，その余の部分については，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イの規定に基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 2 理由

##### （1）対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，特定労働基準監督署において作成された審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による申告処理に係る関係書類であり，本件対象保有個人情報は，別表に掲げる文書番号1ないし7の文書（以下，第3においては「対象文書」という。）である。

このうち，対象文書6については，原処分において保有個人情報非該当とされたものであるが，本件審査請求を受け，諮問庁において対象文書の確認を行ったところ，審査請求人個人を識別できる個人情報は含まれていないものの，当該文書の作成の目的等を考慮すると，当該文書に記載された情報は，通番15を除き，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するものと判断した。

一方、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 担当官が作成又は収集した文書（対象文書４）

対象文書４（通番８）は、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 是正勧告書（控）（対象文書６）の一部（通番１５）

是正勧告書（控）（対象文書６）の「是正確認」欄については、専ら業務処理上必要な情報であり、審査請求人個人を識別できる個人情報が含まれてないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ウ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書７）

対象文書７は、特定事業場から任意に労働基準監督署へ提出された文書であるが、通番１９の文書には、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

なお、通番１９については、原処分において、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとした上で、法１４条に規定する不開示情報に該当するとしてその全部を不開示としたところであるが、諮問庁としては、当該文書は審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないものと判断するものであり、結論として原処分を維持すべきものとするが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性の判断について、念のため下記（２）にて説明する。

（２）不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び続紙（対象文書１）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

対象文書１の申告処理台帳及び続紙の記載のうち、なお不開示とした部分には、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

通番1は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

通番3及び通番4は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、通番3及び通番4には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、通番3及び通番4は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

これらに加え、通番2及び通番4には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 監督復命書及び続紙（対象文書5）

監督復命書及び続紙は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

##### （ア）監督復命書の「参考事項・意見」欄

通番9の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記

載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎とな

る情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

通番10の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、通番11は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報で

あり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 是正勧告書（控）（対象文書6）

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。

通番13は、労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反等の隠蔽を行うなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、さらに検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

通番14は、審査請求人以外の個人の自署及び印影であり、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、これらの情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。さらに、これらの情報は、開示されることにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条3号イに該当する。以上のことから、

当該部分については不開示とすることが妥当である。

#### エ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書7）

通番17ないし通番19には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

これらに加え、通番18及び通番19は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (3) 新たに開示する部分について

通番5、通番7、通番12及び通番16については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「本社はこの事案、案件そのものを把握していない事を知り、判明している現在、再調査をお願いいたすに至りました」等と主張してその開示を求めているが、上記2(2)で述べたとおり、法条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち上記２（３）で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法１４条２号、３号イ及びロ、５号並びに７号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２９年３月２９日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年４月１３日 審議
- ④ 同年７月１３日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年８月３１日 審議

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成２８年度に私が特定事業場のことで特定労働基準監督署に申告したことで特定労働基準監督署が作成した申告処理台帳と関係する書類一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表２の１欄に掲げる文書１ないし文書７に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法１４条２号、３号イ及びロ、５号並びに７号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、なお不開示とすべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示としている部分の保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### ２ 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表１に掲げる文書に記録された情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明している。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分がその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

##### （１）別表１の２欄に掲げる通番８について

当該部分は、労働基準監督官が収集した文書である。

ア 当該部分のうち17頁ないし19頁の文書は、その取得の目的等を考慮すると、審査請求人の申告を端緒として労働基準監督官が入手した情報を資料として添付したものであると認められ、当該文書に記載された情報は他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

そして、諮問庁は、当該文書に記載された情報については、保有個人情報に該当するとされた場合には不開示情報該当性を主張しないとしていることから、開示すべきである。

イ その余の部分は、当該文書に記載された情報が、その取得の目的等を考慮しても、他の情報と照合することにより、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

#### (2) 別表1の2欄に掲げる通番15について

当該部分は、是正勧告書(控)の確認のため専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

#### (3) 別表1の2欄に掲げる通番19について

当該部分は、特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書である。

ア 当該部分のうち57頁の文書は、その取得の目的等を考慮すると、審査請求人の申告を端緒として労働基準監督官が入手した文書であると認められ、当該文書に記載された情報は他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

イ その余の部分は、当該文書に記載された情報が、その取得の目的等を考慮しても、他の情報と照合することにより、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

(1) 別表2の4欄に掲げる部分について

ア 通番4

(ア) 3頁「処理経過」欄12行目に、平成28年5月23日、労働基準監督署担当官より審査請求人に処理経過を説明した旨が記載されている。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に審査請求人に説明した内容を確認させたところ、3頁9行目4文字目ないし20文字目、32文字目ないし10行目12文字目及び10行目20文字目ないし37文字目については、審査請求人に説明したとのことであった。

そうすると、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、担当官から審査請求人に説明している情報であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 4頁の「処理経過」欄4行目18文字目ないし5行目及び7行目6文字目ないし24文字目は、審査請求人に関する情報であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。さらに、4頁の「処理経過」欄4行目18文字目ないし5行目は、監督復命書の「参考事項・意見」欄の記載から、また、同欄の7行目6文字目ないし24文字目は、申告処理台帳の「処理経過」欄の記載から、推認できる情報であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認め

られない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 6頁「処理経過」欄18行目に、審査請求人は審査請求人以外の第三者から労働基準監督署の処理経過を聞いた旨が記載されている。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に審査請求人以外の第三者に説明した内容を確認させたところ、6頁9行目13文字目ないし15文字目、23文字目ないし10行目6文字目及び10行目31文字目ないし11行目2文字目について説明したとのことであった。

そうすると、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が審査請求人以外の第三者から聞いている情報であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番9

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄から明らかな情報であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番13

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄から明らかな情報であ

り、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 通番1

当該部分のうち、「完結区分」欄の不開示部分には、本件申告処理案件の完結区分が、その余の部分には、労働基準監督署の申告処理に係る対応方針が記載されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2

当該部分には、審査請求人以外の第三者の氏名及び当該第三者と労働基準監督官とのやり取りが記載されている。

当該部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、部分開示について検討すると、第三者の氏名は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。さらに、その余の部分は、知人、同僚等の関係者には個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 通番 3

当該部分には、特定事業場の対応状況及び労働基準監督官の意見が記載されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### エ 通番 4

当該部分には、労働基準監督官と特定事業場とのやり取り及び労働基準監督官が臨検監督を実施した際に聴取した内容並びに労働基準監督官の意見が記載されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### オ 通番 9

当該部分のうち、33頁の「参考事項・意見」欄2行目30文字目ないし5行目28文字目は、労働基準監督官が臨検監督を実施した際に聴取した内容及び調査結果が、その余の部分には、労働基準監督官の意見及び特定事業場への対応が記載されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### カ 通番 10

(ア) 当該部分のうち、「週所定労働時間」欄及び「最も賃金の低い者の額」欄については、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した被申告事業場の内部情報であり、また、審査請求人が特定事業場を休職した日以降の情報であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するま

でもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分は、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### キ 通番11

当該部分は、面接者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ク 通番13

(ア) 当該部分のうち、「違反事項」欄に記載された内容は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 当該部分のうち、「是正期日」欄については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ケ 通番14

当該部分は、是正勧告書の受領者の氏名及び印影であり、上記キと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### コ 通番17

当該部分は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出されたことは、審査請求人の知り得ることではなく、これらを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が労働基準監督官に対する関係資料の提出等に非協力的とな

り、労働基準監督機関の行う検査・指導事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

サ 通番18及び通番19の57頁

当該部分は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出されたことは、審査請求人の知り得ることではなく、上記コと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表2の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

| 1 対象文書名及び頁 |                        |         | 2 通番 | 3 諮問庁が保有個人情報<br>の非該当を主張する部分 | 4 保有個人情報<br>該当性              |
|------------|------------------------|---------|------|-----------------------------|------------------------------|
| 番号         | 文書名                    | 頁       |      |                             |                              |
| 4          | 担当官が作成又は収集した文書         | 17ないし22 | 8    | 全て                          | 17頁ないし19頁は該当する。その余の部分は該当しない。 |
| 6          | 是正勧告書(控)               | 35      | 15   | 「是正確認」欄                     | 該当しない。                       |
| 7          | 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書 | 36ないし66 | 19   | 44頁ないし66頁                   | 57頁は該当する。その余の部分は該当しない。       |

別表 2

| 1 対象文書名及び頁 |                    |           | 2<br>通番 | 3 不開示を維持する部分   |                    | 4 開示すべき部分  |
|------------|--------------------|-----------|---------|--|--------------------|--|
| 番号         | 文書名                | 頁         |         | 該当箇所   | 根拠条文<br>(法14条)     |  |
| 1          | 申告処理<br>台帳及び<br>続紙 | 1ないし<br>7 | 1       | 1頁の「完結区分」欄。4頁の「処理経過」欄19行目。7頁の「処理経過」欄24行目ないし29行目。   | 5号及び7号イ            |  |
|            |                    |           | 2       | 5頁の「処理経過」欄29行目ないし32行目。6頁の「処理経過」欄13行目及び14行目。7頁の「処理経過」欄8行目、9行目及び11行目ないし15行目。                                   | 2号                 |  |
|            |                    |           | 3       | 6頁の「処理経過」欄25行目。7頁の「処理経過」欄17行目ないし22行目。  | 3号イ及びロ、5号並びに7号イ    |  |
|            |                    |           | 4       | 3頁の「処理経過」欄1行目、2行目、9行目、10行目、13行目ないし30行目及び32行目。4頁の「処理経過」欄1行目、2行目ないし5行目、7行目及び9行目。6頁の「処理経過」欄1行目、3行目ないし5行目及び9行目ない | 2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ | ・3頁9行目4文字目ないし20文字目、32文字目ないし10行目12文字目及び10行目20文字目ないし37文字目<br>・4頁の「 |

|   |          |       |   |   |       |  |
|---|----------|-------|---|---|-------|--|
|   |          |       |   | し 1 1 行目。7 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 6 行目。  |       | 処理経過」欄 4 行目 1 8 文字目ないし 5 行目及び 7 行目 6 文字目ないし 2 4 文字目<br>・ 6 頁 9 行目 1 3 文字目ないし 1 5 文字目, 2 3 文字目ないし 1 0 行目 6 文字目及び 1 0 行目 3 1 文字目ないし 1 1 行目 2 文字目 |
|   |          |       | 5 | 3 頁の「処理経過」欄 3 行目, 1 1 行目及び 3 1 行目。4 頁の「処理経過」欄 6 行目及び 1 0 行目, 1 8 行目及び 2 0 行目。6 頁の「処理経過」欄 2 行目, 6 行目ないし 8 行目, 1 2 行目及び 2 6 行目ないし 2 8 行目。7 頁の「処理経過」欄 7 行目, 1 0 行目, 1 6 行目及び 2 3 行目。 | 新たに開示 |  |
| 2 | 審査請求人が提出 | 8, 9, | 6 | —   | 全部開示  |  |

|   |                |   |    |  |                         |   |
|---|----------------|---|----|--|-------------------------|---|
|   | した資料           | 12<br>ない<br>し1<br>6,<br>23<br>ない<br>し3<br>2 |    |  |                         |   |
| 3 | 労働相談に係る文書      | 10<br>及び<br>11                              | 7  | 対象文書全体   | 新たに開示                   |   |
| 4 | 担当官が作成又は収集した文書 | 17<br>ない<br>し2<br>2                         | 8  | 17頁ないし22頁  | 保有個人情報非該当               | 17頁ないし19頁                                       |
| 5 | 監督復命書及び続紙      | 33<br>及び<br>34                              | 9  | 33頁の「参考事項・意見」欄2行目30文字目ないし5行目28文字目及び34頁の「参考事項・意見」欄2行目ないし4行目 | 3号イ,<br>5号及び<br>7号イ     | 34頁の「参考事項・意見」欄2行目1文字目ないし27文字目及び3行目17文字目ないし26文字目 |
|   |                |   | 10 | 33頁の「週所定労働時間」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「署長判決」欄, 「是正期日」欄1枠目         | 3号イ及びロ,<br>5号並びに<br>7号イ |   |
|   |                |   | 11 | 33頁の「面接者職氏名」欄  | 2号                      |   |
|   |                |   | 12 | 33頁の「完結区分」欄, 「外国人労働者区分」欄, 「違反法条項・指導事項                      | 新たに開示                   |   |

|   |                        |             |     |                                       |  |                               |
|---|------------------------|-------------|-----|---------------------------------------|--|-------------------------------|
|   |                        |             |     | 等」欄 2 枠目ないし 7 枠目及び「是正期日」 2 枠目ないし 7 枠目 |  |                               |
| 6 | 是正勧告書（控）               | 3 5         | 1 3 | 「違反事項」欄の 1 行目ないし 3 行目及び「是正期日」欄の 1 行目  | 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ                     | 「違反事項」欄の 2 行目 1 4 文字目ないし 3 行目 |
|   |                        |             | 1 4 | 「受領者職氏名」欄及び受領者の印影                     | 2 号及び 3 号イ                               |                               |
|   |                        |             | 1 5 | 「是正確認」欄                               | 保有個人情報非該当                                |                               |
|   |                        |             | 1 6 | 通番 1 3 ないし通番 1 5 以外の部分                | 新たに開示                                    |                               |
| 7 | 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書 | 3 6 ないし 6 6 | 1 7 | 3 7 頁， 3 9 頁及び 4 0 頁                  | 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ                     |                               |
|   |                        |             | 1 8 | 3 6 頁， 3 8 頁及び 4 1 頁ないし 4 3 頁         | 2 号， 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ                |                               |
|   |                        |             | 1 9 | 4 4 頁ないし 6 6 頁                        | 保有個人情報非該当<br>（2 号， 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ） |                               |

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号 1 ないし文書番号 7 の 1 枚目ないし 6 6 枚目に 1 ないし 6 6 頁と付番したものを「頁」として記載している。